

検査設備明細書

対象容器：溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器
(容器則第33条第1号)

- 1 容器のさび落しのための設備（低温容器を除く。）、洗浄設備及び乾燥のための設備（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（以下「告示」という。）第31条第1項第1号及び第2号）

（イ～へについては、該当するものを記入する。）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
イ 容器回転式洗じょう機（内部に鋼球等を挿入するもの）				
ロ 回転式清じょう機				
ハ 薬剤等を用いる洗じょう設備				
ニ サンドブラスト				
ホ ショットブラスト				
へ ねじ部を清じょうするための器具				
乾燥のための設備				

- 2 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備（告示第31条第1項第3号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
スケール（JIS B7516(2005)金属製直尺1級に適合するもの）				
ノギス（JIS B7507(2016)ノギスに適合するもの）				
デプスゲージ（JIS B7518(2018)デプスゲージに適合する最小読取目盛0.02mm以下のもの）				
超音波厚さ計				

- 3 容器の傷及び肉厚を超音波探傷試験により確認するための設備（半導体製造用継目なし容器に限る。）（告示第31条第1項第4号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
周波数範囲が少なくとも1から5MHzの範囲であって、かつ、超音波探傷器と探触子とを組み合わせた場合に十分な感度を有するもの				

- 4 容器の内面を照明検査するための設備（告示第31条第1項第5号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
内部照明器(十分な光力を有する豆電球等を挿入するもの又はこれと同等以上の効果を有するもの)				

- 5 圧力計及び膨張計（膨張計は、膨張測定試験を行う場合に限る。）（告示第31条第1項第6号及び第7号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
圧力計(検査を行う容器の耐圧試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1 (2017) アネロイド型圧力計—第1部:ブルドン管圧力計に適合しているもの)				
膨張計(最小目盛が恒久増加量測定時において全増加量の100分の1又は0.1立方センチメートルまで計測できるもの)				

- 6 残ガス回収のための設備（液化石油ガスを充填する容器、可燃性ガスを充填する容器及び毒性ガスを充填する容器に限る。）（告示第31条第1項第9号～第11号）

設備概要等

- 7 塗装厚さを測定するための設備（液化石油ガスを充填する容器及び半導体製造用継目なし容器に限る。）（告示第31条第1項第12号）

設 備	メーカー	型式	数	備 考
膜厚計				